

令和2年第6回定例会  
藤崎町教育委員会議事録

日	時	令和2年6月24日(水)	午後1時26分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

## 第6回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告事項

報告第20号 藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱案について

報告第21号 藤崎町放課後子ども教室推進事業実施要綱案について

報告第22号 藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則について

6 その他

7 閉 会

## 藤崎町教育委員会

### 出席者

委員	(1番) 田澤 文雄
委員	(2番) 榊 公子
委員	(3番) 加福 哲三
委員	(4番) 工藤 留美

### 教育委員会事務局

教育長	羽賀 義易
学務課長	清野 健志
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	佐々木 泰人
学校給食センター所長	清水 裕行

### 事務局職員

学務課課長補佐	木村 文徳
学務課主幹	長内 真理子

午後 1 時 26 分 開会

◎羽賀教育長 定刻より 4 分ほど早いですが、皆さんお揃いのようなので会議を始めたいと思います。ただいまから令和 2 年第 6 回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第 26 条の規定により、本日の議事録署名者を 1 番の田澤委員と 3 番の加福委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第 9 条の規定により、会期についてお諮りします。会期を令和 2 年 6 月 24 日の一日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 異議無しと認め、会期を令和 2 年 6 月 24 日の一日間とします。

◎羽賀教育長 次に、「令和 2 年第 5 回藤崎町教育委員会議事録の概要について」報告をお願いします。

◎木村学務課長補佐（事務局）令和 2 年第 5 回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。令和 2 年第 5 回定例会は、令和 2 年 5 月 27 日（水）午後 1 時 24 分から常盤生涯学習文化会館視聴覚室において開催されました。欠席された委員はいませんでした。

報告事項では、報告第 12 号「入札結果について」、報告第 13 号「令和元年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書について」、報告第 14 号「臨時代理 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（5 月補正）」が報告され、議案事項では、議案第 16 号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（6 月補正）」、議案第 17 号「藤崎町教育委員会表彰規則の一部改正について」、議案第 18 号「藤崎町教育委員会表彰規則の運用要綱の一部改正について」、議案第 19 号「藤崎町学校給食運営協議会委員の委嘱について」が審議され、原案のとおり承認されました。

第 5 回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎羽賀教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案審議に入ります。

議案第 20 号「藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱案について」と、議案第 21 号「藤崎町放課後子ども教室推進事業実施要綱案について」は関連があるため、一括して議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐（事務局）2 ページをお開き下さい。

議案第 20 号「藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱案について」

標記について、別紙のとおり報告する。令和2年6月24日提出、藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易。理由、藤崎町の実情に応じた効果的な学童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関して検討する藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会の設置について必要な事項を定めるため、提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

4ページをお開き下さい。資料1 藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱の全文であります。

6ページをお開き下さい。議案第21号「藤崎町放課後子ども教室推進事業実施要綱案について」標記について、別紙のとおり提出する。令和2年6月24日提出、藤崎町教育委員会教育長 羽賀義易。理由、藤崎町内のすべての子どもを対象に放課後や週末等に様々な体験、交流、学習活動等の機会を提供する藤崎町放課後子ども教室推進事業の実施に関し必要な事項を定めるため、提出するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

8ページをお開き下さい。資料2、藤崎町放課後子ども教室推進事業実施要綱の全文であります。まず、議案第20号「藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱案」についてですが、住民課で実施している学童クラブと生涯学習課で実施する放課後子ども教室推進事業について、ともに児童の放課後活動に係る事業であり、一体的又は連携のとれた事業運営を図るため、「藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会」を設置し、今後の実施に関する具体的な方策をさぐるものであります。委員は20名以内とし、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者、学童クラブ関係者、放課後子ども教室関係者、行政関係者を予定しています。

議案第21号については、藤崎町放課後子ども教室推進事業は、昨年度までは、国、県による補助事業として実施していたため、国、県の定めた要綱により実施していましたが、今年度より町の単独事業となったことから、改めて要綱を制定するものであります。議案第20号、議案第21号については以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 学童クラブは住民課、放課後子ども教室は生涯学習課で実施しておりますが、生涯学習課で実施している事業内容を教えてください。

◎佐々木生涯学習課長 今年度は、6月から2月までの間で日程を組んでおります。内容は、生け花、お茶、スポレク、おはなし会、創作教室、室内サッカー等、46回を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業実施は9月以降となります。

◎羽賀教育長 他に質問等ございますか。

◎田澤委員 もう一つ、住民課と生涯学習課でタイアップして事業を実施していくのでしょうか。

◎佐々木生涯学習課長 国、県による補助事業でなくても、町の総合計画でも示しているとおり、町の単独事業として実施していきます。これまでどおり、学童クラブは住民課、放課後子ども教室は生涯学習課で一体的に連携して事業を実施していきます。

◎羽賀教育長 他に質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 議案第20号「藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱案について」と、議案第21号「藤崎町放課後子ども教室推進事業実施要綱案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第20号「藤崎町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱案について」と、議案第21号「藤崎町放課後子ども教室推進事業実施要綱案について」を原案のとおり承認します。

◎羽賀教育長 続いて、議案第22号「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則について」を議題とします。説明を求めます。

◎木村学務課長補佐 11ページをお開き下さい。

議案第22号「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則について」標記について、別紙のとおり提出する。令和2年6月24日提出、藤崎町教育委員会教育長 羽賀 義易。理由、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的困窮により在学が困難な就学生希望者について、奨学金の申請条件を緩和するものであります。関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

13ページをご覧下さい。資料3「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則」であります。従来の基準は、世帯全員の前年度総所得金額が各世帯の生活保護基準額の2.0倍以下でなければならぬ旨の規定がありましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による世帯の困窮に対応できないことから、当該条文を追加し弾力的な運用を行うものであります。議案第22号については、以上であります。

◎羽賀教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎羽賀教育長 これは、来年度以降も適応するということですか。

◎清野学務課長 今回の新型コロナウイルス感染症の影響によって、経済的な困窮世帯に対する要件の緩和であります。来年度も新型コロナウイルス感染症の影響で深刻な状況も考えられますので、規則第4条の所得制限のところに、「災害、疾病その他特別の事由がある場合で、町長が認めるときはこの限りでない。」という条文を加え、柔軟に対応できるようにしました。今年度の奨学生募集は締め切っておりますが、この規則の一部改正後には新型コロナウイルス感染症対策として、7月中に奨学生の再募集をします。それから貸与者については、7月から3月分までの償還を猶予します。現在、藤崎町奨学金は35名、石橋記念奨学金は14名が償還中であり、そのうち5名が今年度完納予定で1名がすでに完納済みであります。この方々が猶予の対象となります。

◎羽賀教育長 今、清野学務課長より説明のあったように、この条文を加えることによって、新型コロナウイルス感染症のような不測の事態に柔軟に対応できる内容となっております。

◎羽賀教育長 他に質問等ございますか。

◎加福委員 一部改正の内容は、災害、疾病その他ということですが、どこまでの災害ということでしょうか。

◎清野学務課長 休憩をお願いします。

◎羽賀教育長 ここから休憩といたします。

～非公開～

◎羽賀教育長 休憩を解き、会議を再開します。

◎羽賀教育長 他に質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無いようですので、議案第22号「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎羽賀教育長 無ければ、議案第22号「藤崎町奨学基金の設置及び管理運営に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則について」を原案のとおり承認します。

以上で、本日の議案審議を終了いたします。

ありがとうございました。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主幹 長内 真理子

閉会時間 午後1時55分

教育長 羽賀義易

1番 田澤文雄

3番 加福哲三